

鹿児島県後期高齢者医療広域連合長の職務代理者を定める規則

平成19年3月1日

規則第3号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第152条の規定に基づく鹿児島県後期高齢者医療広域連合長の職務を代理する者及びその順序は、次のとおりとする。

第1順位 副広域連合長

第2順位 事務局長

第3順位 事務局次長

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の日から同日後初めて行う広域連合長の選挙により広域連合長が選任されるまでの間は、この規則の規定中「広域連合長」とあるのは「広域連合長職務執行者」とする。

3 この規則の施行の日から同日後初めて行う広域連合長の選挙により広域連合長が選任されるまでの間は、この規則の規定にかかわらず、事務局長がその職務を代理する。